

## 新しいみえの文化振興方針の策定について

平成26年11月11日  
環境生活部文化振興課

## 1 経緯

「三重の文化振興方針」策定(平成20(2008)年3月)後の社会情勢等の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、幅広い観点から10年先を見据えた本県の文化振興のあり方を検討し、新たな方針を策定するため、昨年7月に第1回三重県文化審議会を開催して調査審議を開始しました。

## 2 策定の経過

|             | 県議会                                      | 文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)                            | 県民等  |
|-------------|--|---|--|
| 平成25年<br>6月 | 6月定例会議常任委員会<br>・策定方針の主旨、進め方              |   |  |
| 7月          |  | 第1回審議会(7/24)<br>・諮問<br>・方針の基本的な枠組み            |  |
| 8月          |  | 第1回検討部会(8/23)<br>・めざす姿、ミッション、                 |  |
| 9月          |  |   | ・県民意識調査等   |
| 10月         | 9月定例会議常任委員会<br>・検討状況報告                   | 第2回検討部会(10/25)<br>・施設の運営手法のあり方                |  |
| 11月         |  | 第2回審議会(11/6)<br>・骨子案検討                        |  |
| 12月         | 11月定例会議常任委員会<br>・骨子案<br>・文化交流ゾーンのあり方     |   |  |
| 平成26年<br>1月 |  | 第3回検討部会(1/22)<br>・検討結果の取りまとめ                  |  |
| 2月          |  | 第3回審議会(2/11)<br>・文化交流ゾーン検討部会<br>の検討結果<br>・中間案 |  |
| 3月          | 2月定例会議常任委員会<br>・中間案<br>・検討部会報告書          |   |  |
| 4月          |  |   | パブリックコメントの実施<br>(3月下旬～4月下旬)<br><br>市町等への意見照会<br>(4月) |
| 5月          | 6月定例会議常任委員会<br>・所管事項説明(経過報告)             |   |  |
| 6月          | 6月定例会議常任委員会<br>・パブリックコメント等の概要<br>・中間案の修正 |   |  |
| 7月          |  |   |  |

|     | 県議会                 | 文化審議会(文化交流ゾーン検討部会) | 県民等 |
|-----|---------------------|--------------------|-----|
| 8月  |                     | 第4回審議会(8/5)<br>答申案 |     |
| 9月  |                     | 方針案答申(9/4)         |     |
| 10月 | 9月定例会会議常任委員会<br>方針案 |                    |     |

3 新しいみえの文化振興方針(案)

資料1 - 2のとおり

4 今後のスケジュール

11月中を目途に方針を策定し、公表したい。

# 新しいみえの文化振興方針（案）

平成 26 年 11 月  
三重県環境生活部

## 目 次

|                               | ページ |
|-------------------------------|-----|
| はじめに                          | 1   |
| 方針策定の主旨等                      | 2   |
| 1 方針の策定主旨                     |     |
| (1) 文化を取り巻く環境                 |     |
| (2) 社会情勢の変化                   |     |
| 国の文化政策の動向                     |     |
| 経済情勢の変化                       |     |
| 東日本大震災の発生                     |     |
| (3) 県の文化行政を取り巻く環境の変化          |     |
| みえ県民カビジョンの策定（「文化」が幸福実感に果たす役割） |     |
| 三重県総合博物館の開館と「文化交流ゾーン」の形成      |     |
| 2 方針の対象範囲と期間                  |     |
| (1) 方針の対象範囲                   |     |
| (2) 方針の期間                     |     |
| みえの文化の特長                      | 5   |
| 1 日本の精神文化の源流 - 伊勢と熊野          |     |
| 2 交流による発展                     |     |
| 3 地域に根ざした多様な文化                |     |
| 4 世界に誇るみえの文化                  |     |
| 施策の実施に係る留意点                   | 7   |
| 1 環境変化への対応                    |     |
| 2 長所の伸張                       |     |
| 3 課題の解決                       |     |
| 4 県の役割とさまざまな主体との関係等           |     |
| (県民の皆さんとの関係)                  |     |
| (市町との関係)                      |     |
| (公益性の発揮、芸術性と大衆性のバランス)         |     |
| 基本目標と施策の方向性                   | 10  |
| 1 基本目標                        |     |

|                                 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| 2 施策の方向性                        |     |
| 3 重点施策                          |     |
| 方針の推進にあたって                      | 14  |
| 1 具体的な取組の展開                     |     |
| 2 さまざまな主体との連携                   |     |
| 3 取組に係る評価と改善                    |     |
| <br>                            |     |
| 参考資料                            | 17  |
| 1 「三重の文化振興方針」の成果と課題             |     |
| 2 「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」等の結果概要 |     |

## 本方針の表記について

「みえ」、「本県」および「県」とは

三重県の県域をさす場合は「みえ」あるいは「本県」と表記します。  
また、行政機関としての三重県をさす場合は「県」と表記します。

# 新しいみえの文化振興方針（案）の概要

「みえ県民力ビジョン」の基本理念 県民力でめざす 幸福実感日本一の三重

## I 方針策定の主旨等

次の点をふまえ、10年先を見据えた文化振興の新たな方針として策定

### (1)文化を取り巻く環境

<環境の変化>情報手段の多様化、情報のグローバル化

<期待される役割>アイデンティティの基盤、心の豊かさを育むエネルギー源、高齢化等の社会課題への対応に寄与、持続的な経済発展や国際協力の基盤

(2)社会情勢の変化（国の文化政策、経済情勢、東日本大震災の発生）

(3)県の文化行政を取り巻く環境の変化（みえ県民力ビジョンの策定、三重県総合博物館の開館と「文化交流ゾーン」の形成）

**方針の対象範囲** 文化芸術や生涯学習の振興だけではなく、産業や観光の振興など文化振興の目的に沿って幅広くとらえる

**方針の期間** 平成26年度からおおむね10年（平成35年度まで）

## II みえの文化の特長

- 1 日本の精神文化の源流
- 2 交流による発展
- 3 地域に根ざした多様な文化
- 4 世界に誇るみえの文化

みえの文化の本質

### 「不易」と「流行」の文化

- 知識や技術が時代を超えて継承される（循環） → 「不易」を生じる
- 人・モノ・情報が地域を越えて行き交うこと（交流）により、多様な文化を受け入れて新たな価値を生み出す → 「流行」を得る

このような「不易流行」の考え方こそが、新たな文化の創造につながってきた

- そして、私たちが長年にわたって培ってきた「寛容」や「おもてなし」の精神が、そのようなみえの文化を支えてきた
- みえの「ええとこ、ええもの」を守り伝えながら、時代に応じた変化を受け入れることで、新たなみえの文化が生まれ、一層発展する可能性を秘めている

## III 施策の実施に係る留意点

- 1 環境変化への対応
- 2 長所の伸張
- 3 課題の解決
- 4 県の役割とさまざまな主体との関係等

（県民の皆さんとの関係、市町との関係、公益性の発揮、芸術性と大衆性のバランス）

## IV 基本目標と施策の方向性

### 施策の方向性1 人材の育成

重点

- <ねらい>次代を担う人間性や「創造力・想像力」の豊かな人材、専門人材の育成によるみえの文化芸術のレベルアップ
- <取組方向>次代を担う若い世代（子どもたち、アーティスト）や文化振興を担う専門人材（アートマネジメント人材、舞台技術者等）の育成

### 施策の方向性2 歴史的資産等の継承・活用

- <ねらい>文化資源の継承と活用による地域への誇りや愛着を感じられるような環境づくり
- <取組方向>国史跡齋宮跡などの指定文化財をはじめとした地域のさまざまな文化資源の継承、適切な保存と活用の促進

### 施策の方向性3 新たな価値の創出

- <ねらい>文化による経済的な活力の創出、新たなみえの文化の創造、広域的な連携によるみえの文化の魅力向上
- <取組方向>文化資源の活用による商品開発や観光地のさらなる誘客、新たなみえの文化の創造につながるチャレンジの支援、県内外の文化施設との連携強化

### 施策の方向性4 情報の受発信

- <ねらい>みえの文化に対する好感度の向上、みえの文化の再確認、文化に対する関心の向上
- <取組方向>ターゲット・コンテンツの明確化とそれぞれに相応しい手段による情報発信、企画展示などを通じた文化の価値やおもしろさの伝達

### 施策の方向性5 文化の拠点機能の強化

重点

- <ねらい>市町等との連携強化による成果の全県域への展開、さまざまな文化に接して感性を高め、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場の形成
- <取組方向>各施設の拠点機能や事業・運営における連携の強化、市町や民間の文化施設との連携強化

## IV 基本目標と施策の方向性

### 基本目標

- ①文化を通じて幸福実感を高めるとともに、次代のみえを担う若い世代を育成する
- ②郷土に誇りと愛着を感じられるようにするとともに、みえの文化の素晴らしさを県内外に発信する
- ③多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより、新たなみえの文化を創造する

## V 方針の推進にあたって

- 1 具体的な取組の展開 工程の明確化、定量的・定性的な目標の設定
- 2 さまざまな主体との連携 各主体や庁内関係部局との連携の推進
- 3 取組に係る評価と改善 アウトカムとアウトプットを総合的に勘案した評価、有識者による評価・推進会議の開催

はじめに

私たち日本人は、古くから天地万物に神が宿るといふ精神世界に暮らしており、自然と調和して生きることを重視してきました。

みえにはそのような日本の精神文化の源流とも言える2つの聖域 - 伊勢と熊野(紀伊山地) - があります。この伊勢と熊野を有することが本県のオリジナリティであり、アイデンティティの源泉でもあると思います。

情報通信手段の多様化や情報のグローバル化の進展により、今、文化は多様化と画一化の狭間にあります。価値観の多様化や少子高齢化等の影響から、地域に根ざした生活文化をはじめ独自の文化の継承が危ぶまれているのみならず、地域社会そのものの担い手が不足することが懸念されており、このままでは近い将来、地方の多くの市町村が消滅するおそれがあるとの予測もあります。

そのような地域社会の崩壊を防ぐためには、雇用の場の確保や子育て支援などさまざまな施策を総合的に講じていく必要がありますが、やはり自らの生まれ育った地域に誇りや愛着を感じ、住み続けたい、守り続けたいと思うことができるか否かが極めて重要なポイントになるのではないのでしょうか。

さまざまな環境の変化の中にあっても、私たち一人ひとりが拠って立つべき所はふるさとみえであり、その多様性に富んだ文化です。10年後、20年後も三重県民として誇り高く生きていくために、私たちは、今、改めて、自らのアイデンティティをしっかりと確認する必要があると思います。

方針本文にも記述しましたように、文化には個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割が期待されており、また、文化は持続的な経済発展の基盤にもなると考えられています。そうであるならば、これからも県が文化政策を通じて地域社会の維持・発展に果たすべき役割は大きいと言えます。

県は、今後とも、県民の皆さんの心の豊かさを育み、幸福実感を高めていくため、変わりゆくものと変わらないものをしっかりと見据えながら、感覚を研ぎ澄まし、心を込めて文化政策を推進していきます。

最後に、この方針の策定にあたり、パブリックコメント等を通じて意見をいただいた県民の皆さん、市町や団体等の皆さんをはじめ、熱心に審議し、答申を取りまとめたいただいた三重県文化審議会委員の皆さんに、心より御礼申し上げます。

平成26年11月

三重県知事 鈴木 英敬



## 方針策定の主旨等

### 1 方針の策定主旨

「三重の文化振興方針」(以下「現行方針」)策定(平成20(2008)年3月)後の社会情勢等の変化や県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、今後、より良い文化コンテンツを継続して効率的・効果的に県民の皆さんに提供し、ふるさとみえに対する誇りや愛着を一層感じられるようにするため、10年先を見据えたみえの文化振興に係る新たな方針を策定する必要があります。

#### (1) 文化を取り巻く環境

情報通信手段の急速な進歩と爆発的な普及により、誰でも、瞬時に、そしてより手軽に、国境を越えた世界との交流が可能となりました。

また、情報通信手段の多様化や情報のグローバル化は、地域文化にも大きな影響を与えつつあります。私たちが入手できる文化に関する情報は多様化していますが、一方で、文化の画一化が進むとともに、少子高齢化や過疎化の影響により担い手が不足し、地域文化の独自性が失われるおそれがあります。

そのような中で、文化には、個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割や、人びとの感性や創造力を高め、心の豊かさを育むエネルギー源としての役割が期待されるとともに、人に生きがいや心身両面の健康をもたらすなど、高齢化等今日の社会的な課題への対応にも寄与することが期待されています。

さらに、文化は人びとを引き付ける魅力や社会に与える影響力を持つとともに、経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉となっており、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤にもなると考えられています。

#### (2) 社会情勢の変化

##### 国の文化政策の動向

平成23(2011)年2月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」により6つの重点戦略が打ち出されました。

また、平成24(2012)年6月に公布・施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」により劇場、音楽堂等の意義や役割が位置づけられました。

なお、同法に基づき策定された指針(「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」(平成25年文部科学省告示第60号))において、劇場、音楽堂等の設置者又は運営者には、実演芸術団体や大学等と連

携・協力し、研修その他の機会を設けることにより、事業を行うために必要な専門的能力を有する人材を養成することが求められています。

さらに、平成 25(2013)年 5月に文部科学大臣の私的懇話会として設置された「文化芸術立国の実現のための懇話会」において「文化芸術立国中期プラン」が議論され、平成 26(2014)年 3月に策定・公表されました。

同プランにおいては、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32(2020)年を目標年次に、日本各地の文化力の基盤を計画的に強化することで、世界に尊敬され、愛される「文化の国」をめざすため、「人をつくる」、「地域を元気にする」、「世界の文化交流のハブとなる」の3つを柱にさまざまな施策を推進することとしています。

本県においても、このような国の動向をふまえて文化振興施策を検討していく必要があります。

### 経済情勢の変化

現行方針の策定後、世界経済は、平成20(2008)年9月のリーマン・ショックや平成23(2011)年の欧州債務問題の深刻化、米国の景気回復の陰り等により、幾度か景気後退に陥りましたが、その後、新興国も含め世界的な金融緩和や各種の政策対応がとられた結果、平成25(2013)年初め頃からアメリカをはじめ一部に底堅さもみられるようになっていきます。

一方、日本経済も、リーマン・ショック等による世界的な景気後退を背景とした景気の谷(平成21(2009)年第1四半期)や、東日本大震災による一時的な落ち込みなどに見舞われました。しかし、平成24(2012)年秋以降、新しい政権の経済政策への期待などから円安・株高が進み、また現政権発足後は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」や日本銀行による「量的・質的金融緩和」の導入などが行われました。

このような中、平成25(2013)年1 - 3月期には実質GDPがリーマン・ショック前の平成20(2008)年7 - 9月期の水準を回復するなど、景気は持ち直しに転じています。

これからも世界や日本の経済の先行きに予断を持つことはできませんが、長期的な視野で経済状況を改善していくためにも、改めて上記(1)で記したような文化の果たす役割や価値を確認するとともに、文化政策の推進は未来に向けた「投資」であるという意識を持つことが求められます。

### 東日本大震災の発生

東日本大震災からの復旧・復興の過程において、文化芸術が心の安らぎや勇気を与え、復興への歩みを進める人びとの心の支えとなることが再確認されました。

また、震災により地域全体が壊滅的な被害を受けた中で、人びとが地域に根ざした伝統的な行事や民俗芸能をいち早く復活させたことが、自律的な復興の力になったという事例もあります。

このように、東日本大震災を機に改めて文化の果たす役割、意義への期待が高まっています。

### (3) 県の文化行政を取り巻く環境の変化

みえ県民カビジョンの策定（「文化」が幸福実感に果たす役割）

一人ひとりの価値観や考え方により、それぞれが求める幸福の形や内容はさまざまですが、幸福とは、身近な人や社会とのつながりの中で、自分の存在が認められることによって実感できるものと思われま

す。そして、文化そのものや文化活動は、自らのアイデンティティの認識や相互理解の促進、共感の醸成を通じて、人びとの幸福実感を高めるものと考えられます。

県民の皆さんの幸福実感を高めるため、県の文化行政には、どのようなことができるのか、今、改めて意義が問われています。

#### 三重県総合博物館の開館と「文化交流ゾーン」の形成

本県の自然と歴史・文化に関する資産の保全・継承、学びと交流を通じた人づくりへの貢献、地域への誇りと愛着の醸成や地域づくりへの貢献を使命とする三重県総合博物館が、平成 26(2014)年 4 月に開館しました。

今後、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの「協創」と多様な主体との「連携」の 2 つの視点で、調査研究、収集保存および活用発信の諸活動に取り組んでいきます。

また、これを機に、三重県総合博物館や県立美術館を含む三重県総合文化センター周辺地域を「文化交流ゾーン」ととらえ、全体としての魅力を高めることで、より多くの人々が訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができるような場を形成していきます。

## 2 方針の対象範囲と期間

### (1) 方針の対象範囲

文化振興は「文化」を振興するためだけのものではなく、あらゆる施策にインパクトを与え、社会や経済の発展をもたらすものであるという認識のもと、「文化芸術振興基本法」が対象としている芸術、文化財、伝統芸能などの文化芸術の振興、そして生涯学習の振興に加え、景観づくり、地域づくり、伝統工芸を含めた産業や観光の振興など文化振興の目的に沿って幅広くとらえることとします。

## (2) 方針の期間

平成 26 年度からおおむね 10 年(平成 35 年度まで)を対象期間とします。

### みえの文化の特長

#### 1 日本の精神文化の源流 - 伊勢と熊野

「伊勢へ七度(ななたび)、熊野へ三度(さんど)」という言葉があるように、伊勢と熊野は古くから信仰を集めてきました。

伊勢の地は伊勢湾に開け、古くから東国に向けた海上交通の要地であるとともに、大和の国の東に位置し、太陽信仰の聖地として、天照大神を祀るのに相応しい土地であると考えられたものと思われます。

伊勢神宮では、「常若(とこわか)」という言葉に象徴されるように 20 年に一度遷宮が行われますが、その営みは古からの知恵や技術、素材の伝承に支えられており、古材等は末社に至るまで再利用され、使い続けられています。

また、熊野の地は古くから神々の鎮まる特別な地域であり、「黄泉(よみ)の国」の入り口があると考えられていましたが、のちには山岳修行の霊場としても知られました。熊野詣には、一度黄泉の国にふれ、また生まれ変わって現世へ戻るという意味があったとされます。この地への旅路は難行苦行の連続であり、人びとはその果てに悟りと新たな力を得ることができたと言われています。

いずれも伊勢や熊野の地であることに意味があったものと思われますが、古くから、「文化の力」で栄えてきた場所は中央から離れていることが多く、本県が中央から離れていることも独自性を発揮できる要因の一つであると考えられます。

#### 2 交流による発展

日本列島のほぼ中央に位置する本県は、古代より都と東国を結ぶ重要な街道であった東海道をはじめ、伊勢街道、大和街道、熊野街道など数々の街道が整備されるとともに、当時安濃津と呼ばれていた津の港は日本三津に数えられるほど栄え、人・モノ・情報の交流が盛んな土地でした。

さらに、近世になると「おかげまいり」や「熊野詣」が庶民の間にも広がり、全国から多くの人びとが訪れ、ますます交流が盛んになりました。

このように、みえの文化と全国津々浦々の文化が交流し、地域の違いを超えて混ざり合い、本県の今日の文化を形成してきました。また、そのような歴史的・地理的な条件から、外部の人や文化を懐深く受け入れる寛容さや、おもてなしの精神が育まれてきました。

その背景には、祈祷の委託や参拝者の宿泊、案内を業とし、御札や伊勢暦(いせごよみ)、伊勢白粉(いせおしろい)などを持って全国を巡った伊勢神宮の御

師（おんし）や、江戸の日本橋界隈に松阪木綿などを扱う江戸店（えどだな）を構えて、その経営は支配人に任せ、茶や花・俳句・学問などの「あそび」をよくして、文化への支援や文化人との幅広い交流を行った三井や川喜田等伊勢商人などの存在がありました。国学者の本居宣長は商家の出身であり、松坂にいて常に全国に情報発信し、また、宣長を慕い多くの文化人が松坂を訪れましたが、御師が宣長の学問の普及に貢献した例もあったと言われます。

このようなさまざま交流による知識や情報の集積が、本県の文化人のみならず、商人や豪農と呼ばれた人びとに豊かな知識や文化をもたらしていたと思われる。例えば、現在の鈴鹿市の出身でロシアに漂流した大黒屋光太夫は、若い頃には江戸に奉公に出て伊勢商人としても活動し、一介の商人に留まらない優れた才能と教養を身に付けていました。光太夫が帰国して伝えた見聞体験は、日本とロシアの交流のきっかけになるとともに、蘭学の発展に寄与し、江戸幕府にさまざまな影響を与えました。

### 3 地域に根ざした多様な文化

本県が東西の結節点に位置することや、南北に長く、多様な気候・風土を有することに加え、県内を縦横無尽に走る街道や東西を結ぶ海路を通じて盛んな交流が行われたことにより、街道や海岸線に沿ってさまざまなまちが分散して発展してきました。

現在の本県は旧の伊勢国、伊賀国、志摩国と紀伊国の一部からなっています。伊勢国は、伊勢湾に沿って日本有数の平野が開け、早くから農耕が行われるとともに、漁業・水運業も活発であり、また、神宮の鎮座地として常に中央と直結していました。伊賀国は、周囲を山地に囲まれた盆地で、東海道第一の国として早くから東大寺領荘園が設けられ、農業とともに林業が盛んでした。志摩国は、リアス式海岸を有し、古代から「御食つ国（みけつくに）」として、多くの海産物を朝廷や伊勢神宮に貢進してきました。そして、紀伊国は、峻険な山地に、温暖で多雨な気候から深い森林が広がり、林業が盛んであるとともに、聖地をめざして人びとが行き交いました。

このような豊かで多様性に富んだ自然環境や歴史を背景に、人びとは、無病息災や五穀豊穡を祈願する獅子舞やお神楽などそれぞれの集落に根ざした伝統的な行事や芸能、工芸、民芸、民話、食などの文化を今に守り伝えてきました。そして、それらは世代を超えて引き継がれ（タテ系）、地域社会の精神的な基盤（ヨコ系）となってきました。そのような個性豊かで多様な文化の土台のうえに、今日のみえの文化があります。

### 4 世界に誇るみえの文化

先にふれた伊勢神宮の式年遷宮の営みはまさに循環型システムであり、持続可

能な社会のあり方が模索されている現代において、世界のモデルとなりうるものです。また、平成 26 (2014) 年に世界遺産登録 10 周年を迎える熊野古道は、日本で初めて遺産全体が文化的景観として登録された世界遺産であり、それぞれの霊場を結ぶ参詣道が、紀伊山地の大自然やそこに暮らす人びとの生活とも結びつき、独特の文化的景観を形成しています。

江戸時代に伊勢で生まれ、煙草入れなどの小物として参詣客の人気を集めた「擬革紙(ぎかくし)」は、明治時代にはヨーロッパへ輸出され、1900 年のパリ万博では金賞を受賞するなど好評を博しました。

また、江戸時代に鈴鹿市白子地区を中心に独占的に生産・販売されていた「伊勢型紙」は、19 世紀後半に万国博覧会などを契機に欧米に渡り、斬新なデザインとして受け入れられ、20 世紀初頭にかけて活発化した美術・工芸改革運動に大きな影響を与えました。現在でも欧米の美術館・博物館には多数の型紙が所蔵されており、その影響力の大きさを物語っています。

以上のようなみえの文化の特長をふまえれば、これまでの本県の発展を支え、また、これからも拠り所となるみえの文化の本質は次のとおりです。

## 「不易」と「流行」の文化

本県が生んだ俳聖松尾芭蕉が提起した俳諧の理念の一つに「不易流行」がありますが、古くから変えてはならないものを守り伝えるとともに、交流により外部の人や文化を柔軟に受け入れてきたみえの歴史そのものが「不易流行」を体現していると思われまます。

知恵や技術が時代を超えて継承されること(循環)により「不易」(時代を超えた不変性)を生じ、人・モノ・情報が地域を越えて行き交うこと(交流)により、多様な文化を受け入れて新たな価値を生み出し、「流行」(その時々に応じた変化)を得る。このような「不易流行」の考え方こそが、新たな文化の創造につながってきたと考えられます。

そして、私たちが長年にわたり培ってきた「寛容」や「おもてなし」の精神が、そのようなみえの文化を支えてきました。

これからも、みえの「ええとこ、ええもの」を守り伝えながら、時代に応じた変化を受け入れることで、新たなみえの文化が生まれ、一層発展する可能性を秘めています。

## 施策の実施に係る留意点

今後、次の点に留意しながら文化振興施策を実施していきます。

## 1 環境変化への対応

情報通信手段の多様化や情報のグローバル化の進展により、文化を取り巻く環境は大きく変化していることから、常にその動きを注視することはもちろんのこと、変化のもたらす負の部分にも目を配り、文化に期待される役割を意識しながら、その時々状況に応じて適切な施策を講じるよう努めます。

## 2 長所の伸張

「日本の精神文化の源流とも言える伊勢と熊野を有すること」、「さまざまな交流によって文化が発展してきたこと」、「地域に根ざした多様な文化が育まれてきたこと」、「世界に誇るべきさまざまな文化があること」がみえの文化の特長であり、今後とも、これらを生かしてさらに県民の皆さんが誇りと愛着を感じ、幸福を実感できるようなみえを創っていきます。

## 3 課題の解決

現行方針の策定後、5つの基本方向に沿って取組を進めてきましたが、多くの成果が得られた一方で、残された課題もあります。文化振興は長期的な視点に立って推進すべきものであることをふまえ、現行方針のうち、踏襲すべき点は踏襲した上で、残された課題の解決に向けて取り組みます。

現行方針の主な成果と課題は次のとおりです。（詳細は参考資料1を参照）

方向1～広げる、高める～

（成果）県民が多様な文化にふれ親しみ、また優れた成果を発表する場を提供

（課題）多様な文化にふれ親しむ機会を一層提供することによる次世代の育成

方向2～守る、伝える～

（成果）国史跡齋宮跡の調査等を通じて、地域の歴史学習やまちづくり活動を支援

（課題）観光振興や地域の活性化につなげるための地域との連携

方向3～つながる、発信する～

（成果）日本まんなか共和国等他府県との広域連携の中で、文化分野の連携・交流を促進

（課題）三重の多様な文化の魅力の効果的な発信

方向4～創造する、生かす～

（成果）歴史街道やまちかど博物館等、地域の文化資源を生かしたまちづくりを支援

（課題）新たなみえの文化の創造、施設・文化団体だけではなく市町、学校等幅広い関係者との連携

方向5～支える～

(成果) 県立の各文化施設が拠点機能を発揮し、特色ある取組を展開

(課題) 各施設の拠点機能の強化、施設間における連携の推進

#### 4 県の役割とさまざまな主体との関係等

##### (県民の皆さんとの関係)

文化とは、最も広義でとらえれば、「人間と人間の生活にかかわる総体」を意味しており、対象とする範囲が広いことから、民間・行政、団体・個人を問わず、さまざまな主体が担いえます。また、県内各地には、さまざまな文化的な活動を行っている団体・個人や文化振興を支える組織があります。

いずれにしても、文化の担い手は県民の皆さんです。県には、県民の皆さんのパートナーとして、県民の皆さんが自らの意思で、主体的に文化にふれ親しんだり、文化を支えたりすることができるような環境の整備や風土づくりに取り組めます。(県民の皆さんの文化に対する意識や活動状況などについては参考資料2を参照)

##### (市町との関係)

広域自治体としての県だけではなく、基礎自治体である市町においても、さまざまな文化振興施策が講じられています。

しかし、県・市町を通じて財政状況が厳しい中で、より効果的・効率的に文化振興を進めるためには、県と市町が適切に役割を分担し、それぞれがその役割をしっかりと果たすとともに、共通の課題に対しては連携して取り組んでいく必要があります。

このため、県と市町の文化行政担当課が定期的に連絡調整や協議を行う場を設け、効果的な連携を実現するための仕組みを構築していきます。

また、県は、今後とも広域自治体として、専門性・広域性に基づく役割や、対象の規模や性質等をふまえた先導的な役割を果たしていきます。(市町の文化振興に関する課題や県と市町が連携協働して進めた方がよいと考える施策などについては参考資料2を参照)

##### (公益性の発揮、芸術性と大衆性のバランス)

文化を担う主体はさまざまですが、県は税金によって文化行政を行っていることをふまえれば、他の主体が収益性や専門性などの理由から取り組むことが難しい課題や分野にも目を配り、必要な施策を講じていくことが求められます。

また、文化振興にあたっては、文化の持つ価値やおもしろさ、奥深さを伝え、文化そのものに対する県民の皆さんの関心を高めることが不可欠です。

そのためには、高い芸術性はもちろんのこと、大衆性や娯楽性といった要素



も織り交ぜて施策を実施することが求められます。

今後、具体的な施策の企画・実施にあたっては、以上のような視点を十分にふまえるものとします。

## 基本目標と施策の方向性

### 1 基本目標

#### (1) 文化を通じて幸福実感を高めるとともに、次代のみえを担う若い世代を育成する

「みえ県民力ビジョン」の基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」をふまえ、県には、県民の皆さんの幸福実感を高めることを最重要目標として、文化政策を推進することが求められます。そのためには、アイデンティティや心の豊かさを育む力、あるいは高齢化等今日の社会的な課題への対応に寄与する力といった文化の持つ価値や魅力をさらに高めていく必要があります。

また、10年先、20年先を見据え、特に次代を担う若い世代が、文化にふれ親しむことを通じて豊かな人間性や「創造力・想像力」を養っていただくことを重視し、新たな文化の創造につながるよう次世代の育成を推進していきます。

#### (2) 郷土に誇りと愛着を感じられるようにするとともに、みえの文化の素晴らしさを県内外に発信する

環境変化の中で、これからも三重県民として誇り高く生きていくためには、改めて、自らのアイデンティティをしっかりと確認する必要があります。

文化には個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割がありますが、そのためには、まず、みえの文化の持つ歴史的な特長や素晴らしさを県民の皆さんに知っていただく必要があります。

また、県外へも積極的に情報を発信し、県外の方々がみえの文化をどう感じているのかを知ることが、郷土への誇りや愛着を深めるとともに、アイデンティティの再認識にもつながります。

#### (3) 多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより、新たなみえの文化を創造する

本県は、歴史的・地理的な条件から、従来、多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより発展してきました。そして、これからも国や背景等を問わず多様な文化との交流・連携を推進することにより、新たなみえの文化を

生み出していきます。

なお、新たなみえの文化を創造し、担うのは県民の皆さんであり、県には、そのための環境整備や風土づくりに取り組む役割があります。

## 2 施策の方向性

基本目標の実現に向けて、次の5つの方向で施策を実施していきます。

### 【方向性1】人材の育成

#### （ねらい）

これからを担う若い世代が文化にふれ親しみ、理解を深める機会を増やすことで、10年後、20年後のみえを担う人間性や「創造力・想像力」の豊かな人材の育成に資することをめざします。

また、若い芸術家や文化振興を担う専門人材を育成することにより、みえの文化芸術のレベルアップを図ります。

#### （取組方向）

次代を担う若い世代（子どもたち、アーティスト）や文化振興を担う専門人材（アートマネジメント人材、ファシリテーター、舞台技術者等）を育成します。

### 【方向性2】歴史的資産等の継承・活用

#### （ねらい）

今ある文化資源に光りをあて、さらに磨きをかけて次代に伝えることで、県民の皆さんが自らの地域に誇りと愛着を感じられるようにします。

#### （取組方向）

国史跡齋宮跡などの指定文化財をはじめとしたさまざまな歴史的・文化的な資産や生活文化にさらに磨きをかけて継承するとともに、適切な保存を図りつつ、地域においてより活用されるようにします。

### 【方向性3】新たな価値の創出

#### （ねらい）

ものづくりや観光に文化の側面から新たな価値を加え、経済的な活力を生み出します。

また、新たなみえの文化を創造するとともに、広域的に連携することで、みえの文化の魅力を高めます。

#### （取組方向）

・文化資源を活用することにより、デザイン面などの商品開発や観光地のさ

らなる誘客につなげます。

- ・グローバル社会の進展もふまえ、多様な文化を受け入れ、交流し、創発する中で新たなみえの文化の創造につながるようなチャレンジを支援します。
- ・県立の文化施設が県内外の文化施設と展示や調査研究における連携を一層強化します。

#### 【方向性4】情報の受発信

##### （ねらい）

国内に向けては、みえらしい、特徴的な文化はもちろんのこと、これまであまり知られて来なかったみえの文化の魅力を伝え、また、海外に向けては、日本文化の紹介に併せてみえの文化の魅力を伝えることにより、みえを好きになってもらいます。

さらに県民の皆さんには、日本や世界の文化にふれることで、みえの文化を見つめ直すとともに、文化に対する関心を高めてもらいます。

##### （取組方向）

- ・ターゲットとコンテンツを明確にし、それぞれに相応しい手段（広報媒体や事業の展開方法）でみえの文化に係る情報を発信します。
- ・文化施設における企画展示などにより日本や世界の文化を紹介することを通じて、文化の持つ価値やおもしろさ、奥深さを伝えます。

#### 【方向性5】文化の拠点機能の強化

##### （ねらい）

県立文化施設が施設相互間や市町等との連携を強化する中で、その成果を広く全県域に届けるとともに、より多くの人々が訪れ、さまざまな文化に接して感性を高め、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場を形成します。

##### （取組方向）

県立文化施設は、下に掲げるようなめざす姿の実現に向けて、芸術性の高い場を提供するとともに、おもしろくて、楽しい空間づくりを行うなど拠点機能を強化することに加え、事業や運営における連携を一層強化します。

また、県立文化施設に留まらず、市町や民間の文化施設との連携を一層強化します。

##### < 県立文化施設のめざす姿 >

- ・市町や地域との対話・連携を強化することを通じて、地域の文化芸術と学びを刺激し、牽引する中核的な施設
- ・観覧環境の改善や来館者満足につながる対応を行うとともに、県民の立

場から企画立案することを通じて、それぞれの魅力を高め、再び来館していただけるような施設

- ・それぞれが個々の役割を果たすとともに連携を強化することを通じて、新たな魅力を創出する施設

#### (運営手法)

「文化交流ゾーン」を構成する文化施設の運営手法については、施設の運営に係る3つの基本的な考え方や現行制度上の制約等を総合的に勘案して検討し、別途定めるものとします。

その際には、三重県文化審議会「文化交流ゾーン検討部会報告書」で示された方向性をふまえ、市町をはじめとする関係者の意見も聴取しながら、県民の皆さんにとって最も望ましい結論が得られるよう努めます。

#### <施設の運営に係る3つの基本的な考え方>

県民サービスの向上に向けて、各施設の独自性を生かしつつ、一体的に組織運営や事業を行えること

経営の自由度を高め、柔軟な発想や創意工夫が生かされるとともに、経営努力が反映される運営手法とすること

学芸業務等の専門性の高い業務については、継続性・専門性・計画性を担保できる運営手法とすること

また、「文化交流ゾーン」の名称については、三重県文化審議会からの答申をふまえ、よりわかりやすい名称となるよう次期「みえ県民カビジョン・行動計画」の策定に併せて検討します。

### 3 重点施策

上記2のとおり、5つの方向で施策を実施していきませんが、厳しい財政状況もふまえ、特に重点的に実施すべき施策（重点施策）を位置づけて、効率的かつ効果的に取り組んでいきます。

なお、10年先を見据え、これからのみえを担う人材の育成により力を入れるべきこと、さらには、三重県総合博物館の開館により三重県総合文化センター周辺地域に県立文化施設が集積する機会をとらえ、それらが持つ県の文化行政の拠点としての機能を一層強化することが重要であることをふまえ、「【方向性1】人材の育成」と「【方向性5】文化の拠点機能の強化」を重点施策とし、それぞれ次に掲げるような取組を実施します。

#### 【方向性1】人材の育成

- ・子どもたちへの文化芸術鑑賞・体験機会の提供
- ・日本や世界で活躍できる子どもたちを育てるための発表の場づくり

- ・アートマネジメント人材や舞台技術者等の育成研修の実施
- ・県内外の若いアーティストが交流し、活動できるフィールドづくり  
など

#### 【方向性5】文化の拠点機能の強化

- ・芸術性・専門性の高いサービスとともに、おもしろくて楽しい企画の提供
- ・見やすいキャプションプレートの設置やわかりやすい説明など観覧環境の改善
- ・利用者の立場に立った真心のこもった対応などホスピタリティの向上
- ・市町等の施設も含めた施設間の連携による多様な文化芸術にふれる機会の提供（イベントの開催時期の調整、統一テーマによる事業の実施）
- ・本県ゆかりのアーティストとの協働による展覧会の開催やワークショップなど県民参加型事業の実施
- ・各施設の役割分担による世代等を超えて楽しめる場づくり
- ・学芸員など各施設の人材の育成と専門分野を越えた交流の充実
- ・施設・設備の共同利用等による利用者の利便性・快適性の向上、管理運営の効率化・合理化
- ・「文化交流ゾーン」を構成する文化施設が地域の文化芸術と学びを刺激し、牽引する中核的な機能を発揮するとともに、施設相互間や市町等との連携を一層強化することを通じて全体としての魅力を高め、より充実した県民サービスを提供するための運営手法の検討  
など

#### 方針の推進にあたって

##### 1 具体的な取組の展開

本方針に基づく取組については、県の戦略計画や各年度の県政運営に係る指針もふまえ、それぞれ具体的な内容や目標等を定めて実施していきます。

取組の実施にあたっては、その工程をできる限り明確にするとともに、定量的あるいは定性的に成果を測り、分析することができるよう目標を設定します。

##### 2 さまざまな主体との連携

本方針に掲げた基本目標を実現するためには、文化の担い手である県民の皆さんや文化団体をはじめ、企業、大学、行政が連携して取り組んでいく必要があります。このため、県は、各主体との連携を進めるとともに、それぞれの自主性を尊重しながら、各主体間で効果的な連携が行われるようサポートします。

また、本方針では、文化振興にあたって、生涯学習、産業、観光など幅広い政

策分野との連携を視野に入れていることから、庁内関係部局とも十分に連携して取組を実施していきます。

その際には、まず、文化担当部局自らが幅広い政策分野との連携を意識するとともに、各分野の施策に新たな価値や魅力を加えたり、経済的な合理性や効率性だけにとらわれない豊かな発想をもたらすといった文化の役割や意義について、庁内関係部局に一層認識を高めてもらえるよう働きかけに努めます。

さらには、庁内関係部局と定期的に情報共有や協議を行う場を設け、事業の企画・実施に文化の視点を加味することで、より県民の皆さんが満足していただける事業が実施できるよう取り組んでいきます。

### 3 取組に係る評価と改善

各年度の取組について評価を行い、翌年度に向けた改善策を検討するとともに、その結果は、毎年度、県民の皆さんに公表します。

評価にあたっては施策の効果（アウトカム）を把握して実施することが望まれますが、文化の対象範囲は広く、人びとは文化に対してさまざまな価値観を持つことや、文化振興は長期的な視点に立って推進すべきものであることなどから、文化施策の評価には難しい面があります。このため、施策の事業量（アウトプット）を把握し、それらを総合的に勘案して評価を行います。

また、専門的な視点から評価をいただくとともに、方針の具現化を図るため、有識者による評価・推進会議を開催していきます。



## 参 考 資 料

(資料1)「三重の文化振興方針」の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・18

(資料2)「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」等の結果概要・・・21



( 参考資料 1 ) 「三重の文化振興方針」の成果と課題

( 1 ) 広げる・高める(人と人、活動の交流の中で、文化を広げ高める)

( 成果 )

- ・ 県民が多様な文化芸術にふれ親しみ、また優れた成果を発表する場を提供
- ・ 文化団体活動への助成や文化に関する顕彰などを実施
- ・ 県立文化施設が「文化と知的探求の拠点」としての機能を高め、公演や展覧会等を通じて、高い芸術性や本物の文化にふれる機会を提供
- ・ 所蔵する資産等を広く活用し、移動展示などのアウトリーチ活動にも注力

( 課題 )

- ・ 県民、特に次代を担う子どもたちが多様な文化にふれ親しむ機会を一層提供することにより、創造力やコミュニケーション能力のある人材を育成する必要がある
- ・ 「みえ文化芸術祭」については一層の認知度向上が必要である
- ・ 文化活動助成や顕彰については県民への一体的なメッセージが必要である

( 2 ) 守る・伝える(地域の自然と歴史・文化遺産、生活文化を保存、継承する)

( 成果 )

- ・ 国史跡斎宮跡の調査等を通じて、地域の歴史学習を支援
- ・ 調査・研究の成果をふまえて、斎宮跡東部地区の整備に着手
- ・ 県史編さん事業については、29巻35冊の内21巻27冊を刊行
- ・ 歴史的・文化的に価値の高い公文書を収集・選別し、保存

( 課題 )

- ・ 斎宮跡は全国でも例のない史跡であり、調査の継続・発展が必要である
- ・ 東部地区整備は、保存・継承だけでなく、観光振興・地域の活性化にもつなげるため、積極的な広報と、地域と連携した活用策の検討が必要である
- ・ 県史編さんは、執筆依頼や資料の整理等を的確に行いながら、未刊行の巻について、進捗度の高い巻の編さんを集中的に進める必要がある

( 3 ) つながる・発信する(日本の他地域や世界とつながる)

( 成果 )

- ・ 子どもたちを対象に、県の施設や文化団体と連携して文化体験事業を実施し、受け入れた学校側からも高い評価
- ・ 三重大学と連携して県内の歴史文献データを収集
- ・ 県立博物館、教育委員会と連携して古文書調査人材を育成
- ・ 地域の歴史資料の散逸防止等を支援するため、市町とのネットワークを構築
- ・ 三重の文化情報を総合的に発信し、ホームページのアクセス数が大きく増加

- ・ 斎宮歴史博物館では、各種展覧会に加え県内外での広報活動を実施
- ・ 日本まんなか共和国等他府県との広域連携の中で、文化分野の連携・交流を促進（「奈良県立万葉文化館、島根県立古代出雲歴史博物館、斎宮歴史博物館の文化交流協定」の締結（平成25（2013）年3月）
- ・ 「俳句のくに・三重」を県内外に広く発信するため、全国俳句募集を実施（課題）
- ・ 文化ボランティアの育成、ニーズ把握等、学校との情報伝達を適切に行う仕組みづくりが必要である
- ・ 情報コンテンツの整備とともにインターネットを活用することにより、三重の多様な文化の魅力を効果的に発信する仕組みをさらに充実させる必要がある
- ・ 従来からの取組を継続しているもののねらいが不明確になっている事業について検証を行い、抜本的に見直す必要がある

（４）創造する・生かす（未来に向けて、今を生きる私たちの文化を創造し、くらしやまちづくりに生かす）

（成果）

- ・ 県の施設や文化団体、教育委員会と連携して、小中学校での文化体験事業を実施し、学校・保護者からも高い評価
- ・ 伝統芸能やオペラなどの公演と事前の学習講座、県立図書館の関連書籍等の紹介を組み合わせ、県民の関心をより高める取組の定着
- ・ 斎宮歴史博物館では、地元小学校への出前講座や外部への講師派遣のほか、関係団体との協働による地域交流イベントを実施
- ・ 歴史街道やまちかど博物館等、地域の文化資源を生かしたまちづくりを支援
- ・ 県民文化祭に「新分野展示」部門を創設（平成19（2007）年～平成21（2009）年）
- ・ 自殺防止対策の啓発事業と文化会館事業のタイアップ
- ・ 全国俳句募集事業にあたり三重ブランド等の食材生産者等が協賛
- ・ 県内の歴史街道散策マップ情報を観光局に提供

（課題）

- ・ 新たな文化の創造・発展につながる取組や施策をつなぐ取組はあるものの、全体としての成果が見えにくいことから、それぞれの取組を連携させ、効果的に実施することにより、新たなみえの文化の創造につなげる必要がある
- ・ 施策の連携は事業担当者ベースで、かつ経験を蓄積しているレベルにとどまり、全体としては脆弱であるため、相乗効果を発揮できるよう一層連携を強化する必要がある
- ・ 施設・文化団体だけでなく市町、学校、業界団体等幅広い関係者との関係を

構築する必要がある

- ・ 各部署が所管する施策との連携を進めるとともに、その成果を共有できる仕組みが必要である

#### (5) 支える(文化振興の取組を支える)

##### (成果)

- ・ 三重県総合文化センターは、指定管理者制度の導入による効率的・効果的な施設運営、質の高い事業展開が行われ、施設稼働率、顧客満足度で全国屈指の水準を維持
- ・ 三重県文化会館では、県民のニーズに応えた公演など幅広い取組を、三重県生涯学習センターでは、多様化・高度化する県民ニーズに応えた学習機会の提供を、県立図書館では、新しい改革計画「明日の県立図書館」の取組を、県立美術館では美術に対する県民の関心をより高める多彩な企画展示を実施
- ・ 「源氏物語」などの共通テーマの下で各拠点の専門性を生かす展示・体験事業を、民間の有識者等と連携して実施
- ・ 各施設の機能充実と相互の連携を図るため、施設連絡会議を継続的に開催
- ・ 文化団体等の活動を活発にしていくための情報共有の仕組みづくりを支援
- ・ 施設、設備の機能を保ち安全に利用できるよう、所要の修繕を適切に行うとともに、経年劣化による故障や事故を予防するための改修を実施

##### (課題)

- ・ 県立の各文化施設が中核的な拠点としての機能を一層強化する必要がある
- ・ 施設間の情報共有は進んだものの、連携の取組は広がっていないことから、連携を一層推進する必要がある
- ・ 県立図書館は、より多くの県民の学習活動を支援するため、市町等と連携し、引き続き、県全体の図書館サービスの向上をめざす必要がある
- ・ 文化団体等の活性化のため、関係者相互の情報共有が適切になされるよう、側面から支援していく必要がある
- ・ 老朽化に対応するため、三重県総合文化センター以外の施設についても長期的な維持管理計画が必要である
- ・ 文化振興基金の残高が少なくなっており、抜本的な対策が必要である

## (参考資料2)「今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査」等の結果概要について

県では、今後の文化行政のあり方を検討するにあたり、その基礎資料とするため、県民の皆さんと市町を対象に調査を実施しましたが、その概要は、以下のとおりです。

なお、市町調査については、p28以降に記載しています。

### I 今後の文化行政のあり方に関する県民意識調査

#### 1 調査の概要

- (1) 調査地域 三重県全域
- (2) 調査対象 県内居住の20歳以上の男女
- (3) 標本数 5,000人
- (4) 抽出方法 各市町の選挙人名簿を使用した無作為抽出法による。標本数は各市町の選挙人名簿登録者数の比率によって割り当てたもの。
- (5) 調査方法 郵送による発送・回収
- (6) 調査期間 平成25年9月13日(金)～9月27日(金)

#### 2 調査の内容

下記の4つの調査項目により構成(設問数15問)

- (1) 属性に関する設問(5問)
- (2) 「文化」に関する意識や活動に関する設問(8問)
- (3) 今後の県の文化行政のあり方に関する設問(2問)

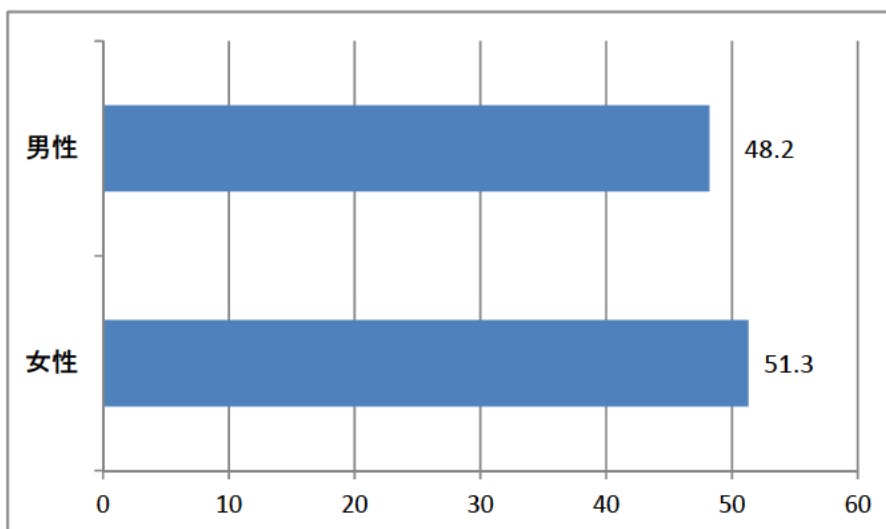
#### 3 回収結果

- (1) 標本数 5,000人
- (2) 実回収総数 2,880人(回収率 57.6%)
- (3) 有効回答数 2,879人(有効回答率 57.58%)
- (4) 無効回答数 1人

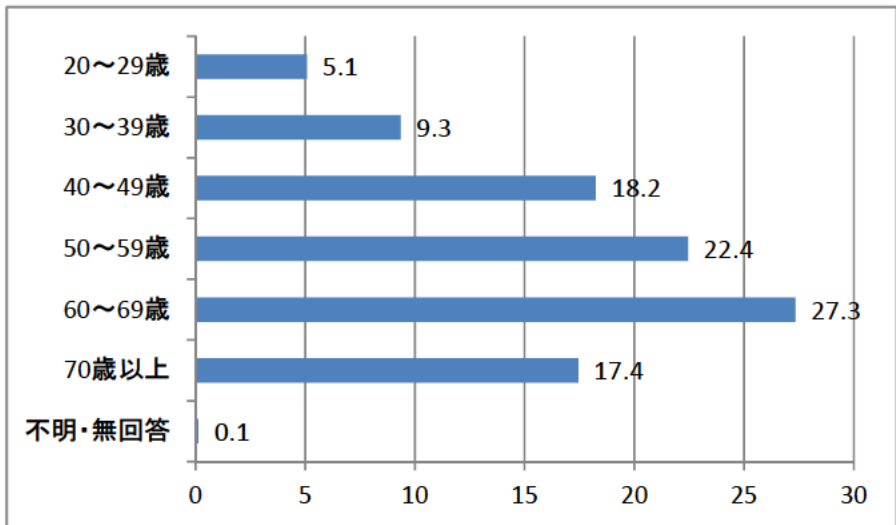
#### 4 調査結果の概要

- (1) 属性に関する設問(問1～5)

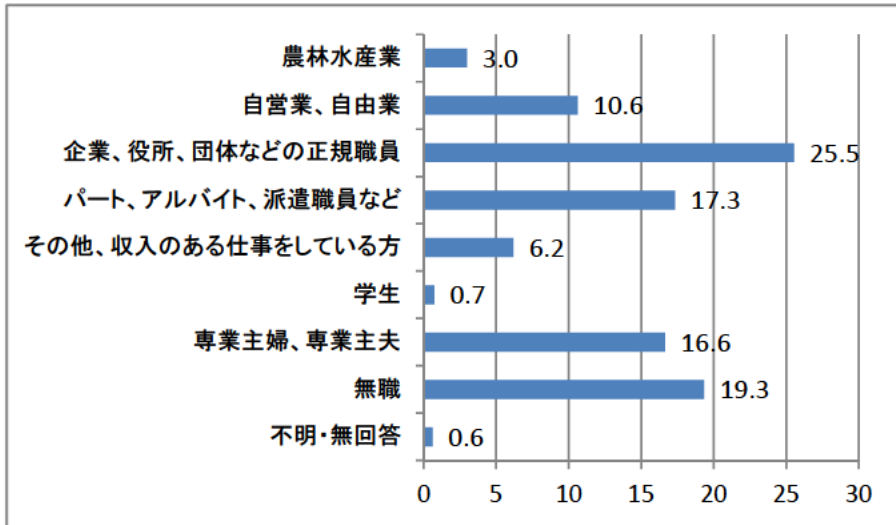
問1 性別(N=2,879人、単位:%)



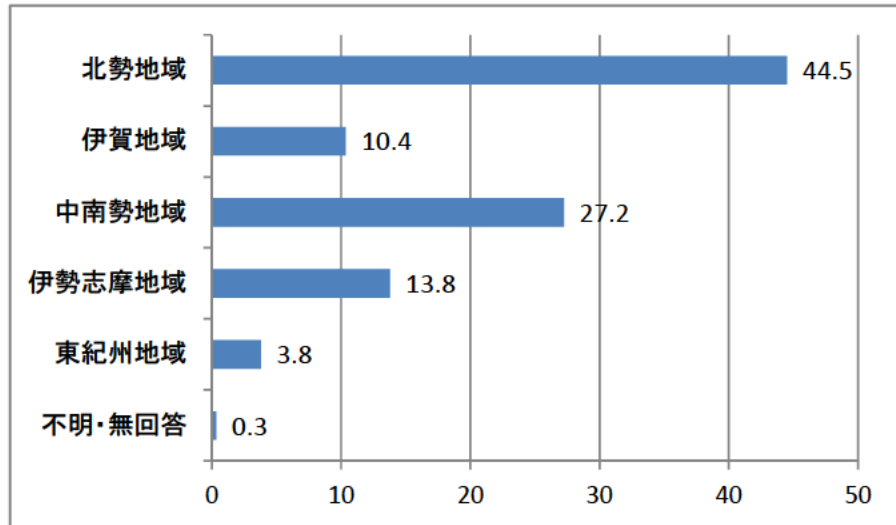
問2 年齢(N=2,879人、単位:%)



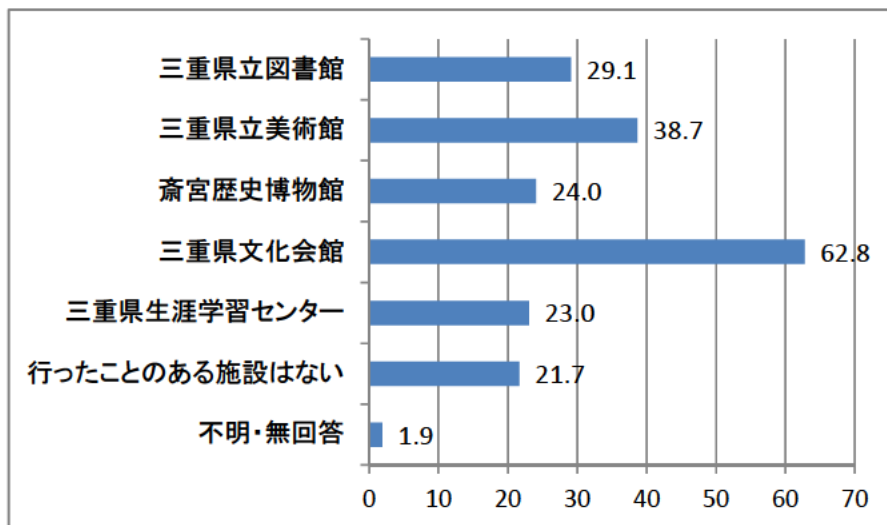
問3 職業(N=2,879人、単位:%)



問4 居住地域(N=2,879人、単位:%)

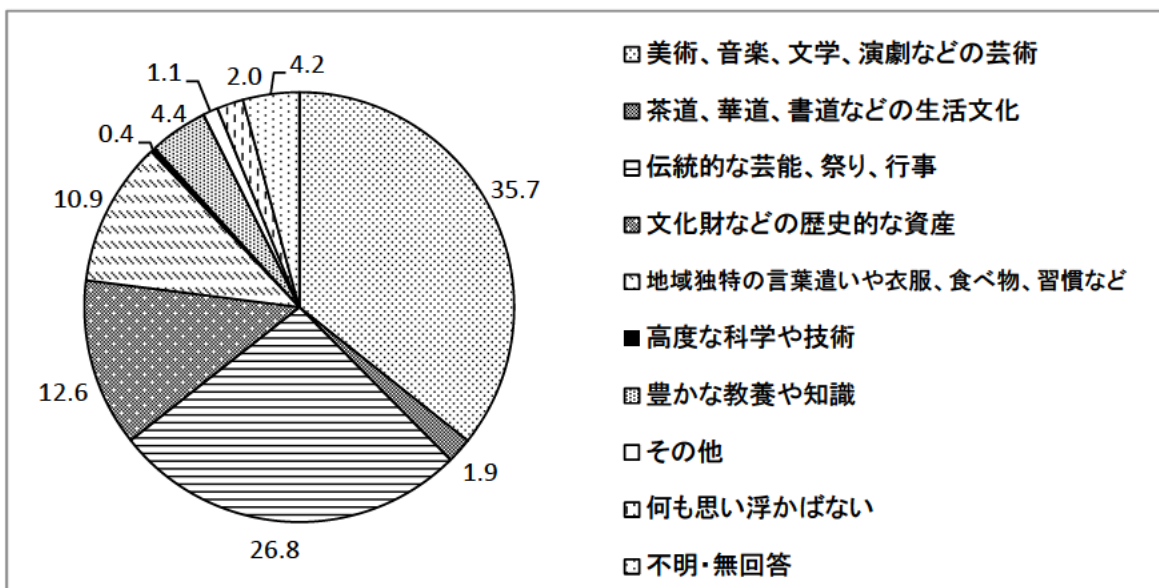


問5 これまで行ったことのある県立の文化施設(○はいくつでも)(N=2,879人、単位:%)

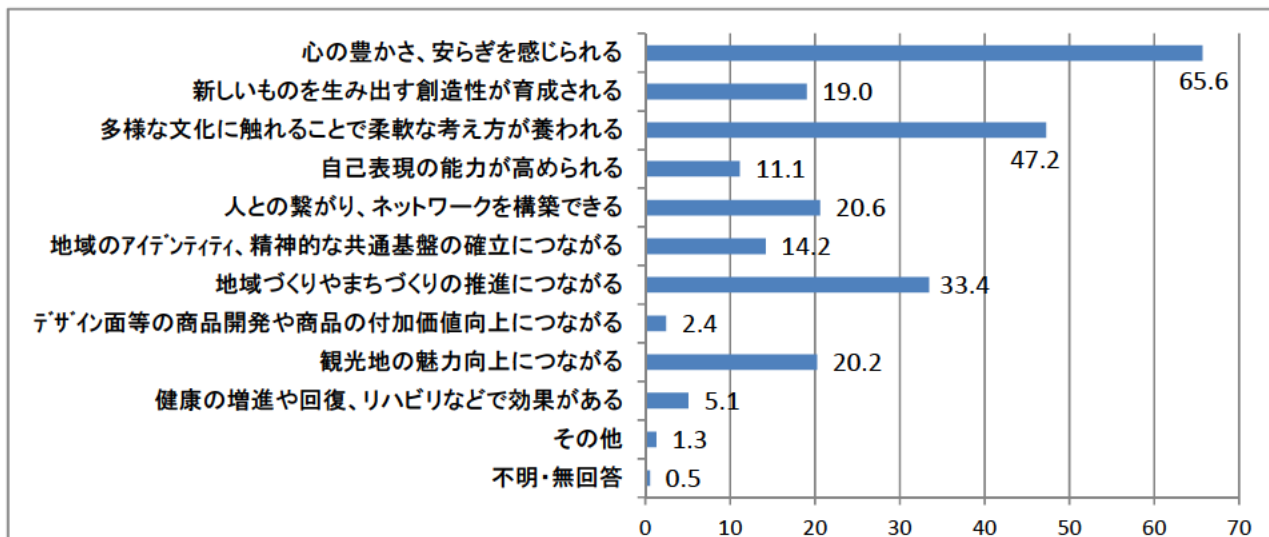


(2)「文化」に関する意識や活動に関する設問(問6~12)

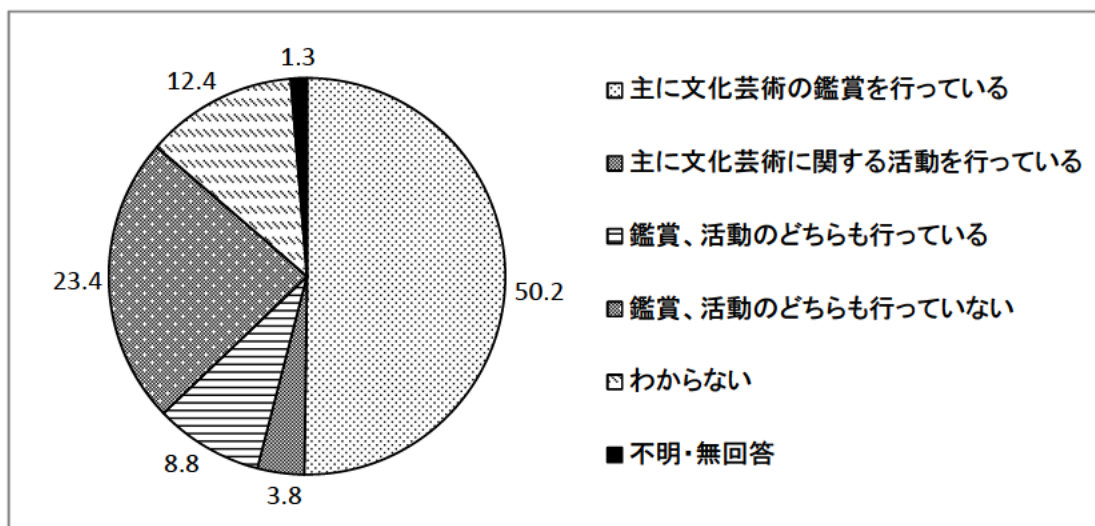
問6「文化」という言葉を聞いて、まず思い浮かべるもの(○は1つ)(N=2,879人、単位:%)



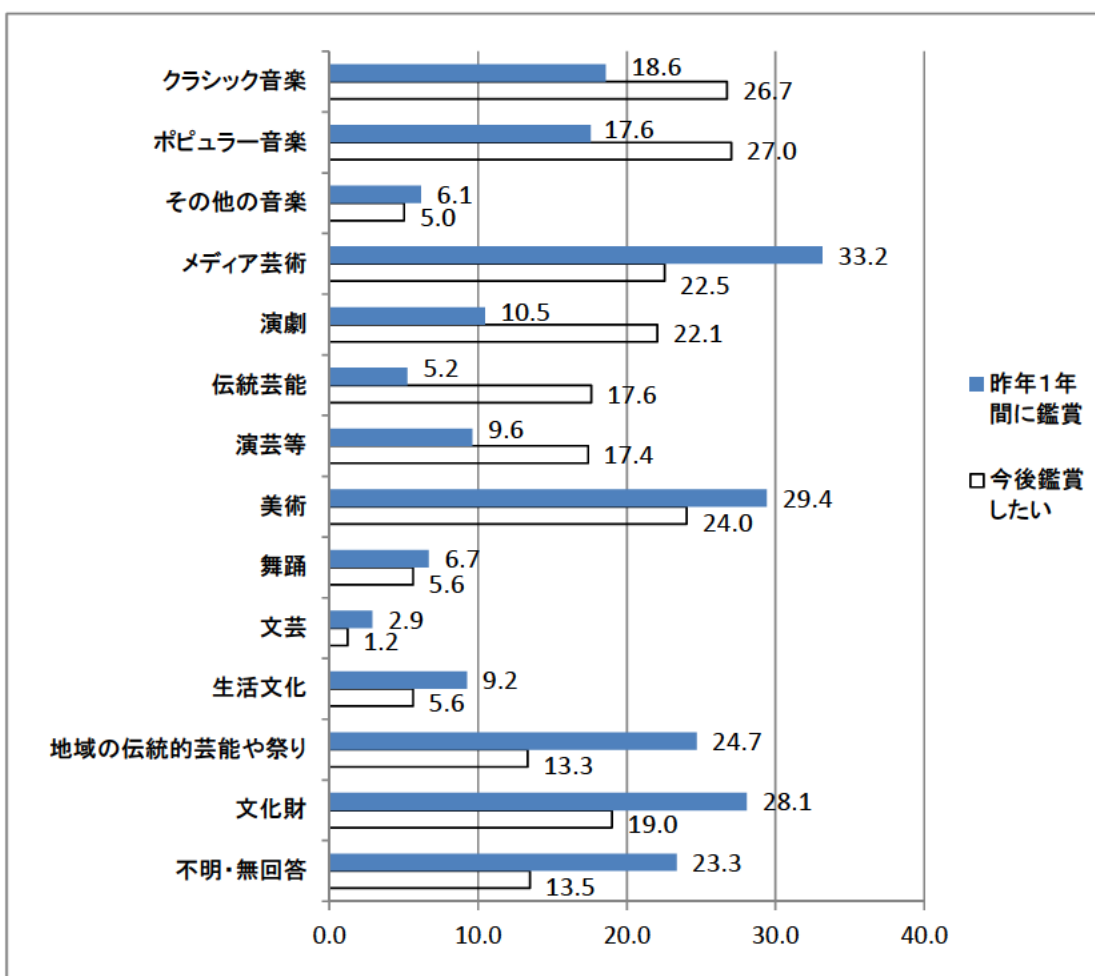
問7「文化」によってもたらされる効果と考えるもの(○は3つまで)(N=2,879人、単位:%)



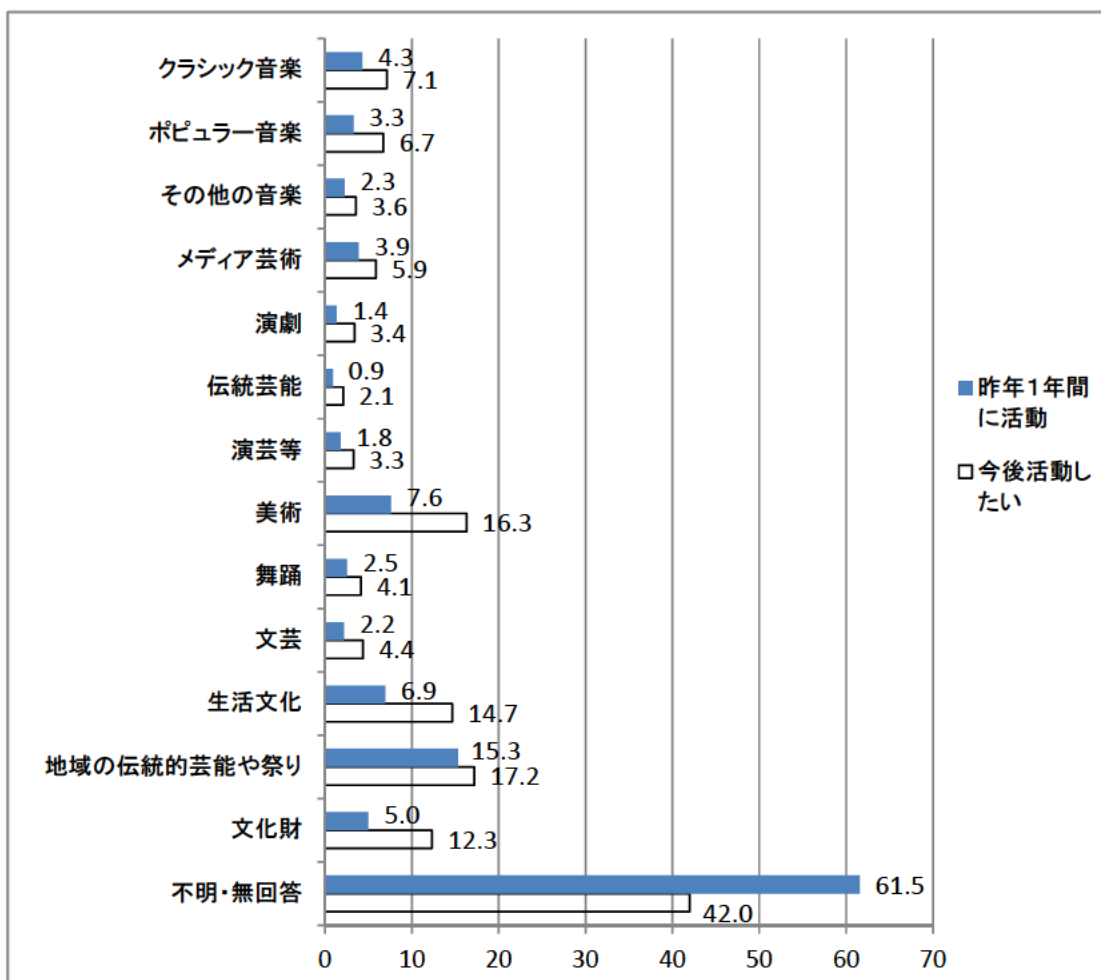
問8 日常生活で文化芸術にふれ親しむ方法(○は1つ)(N=2,879人、単位:%)



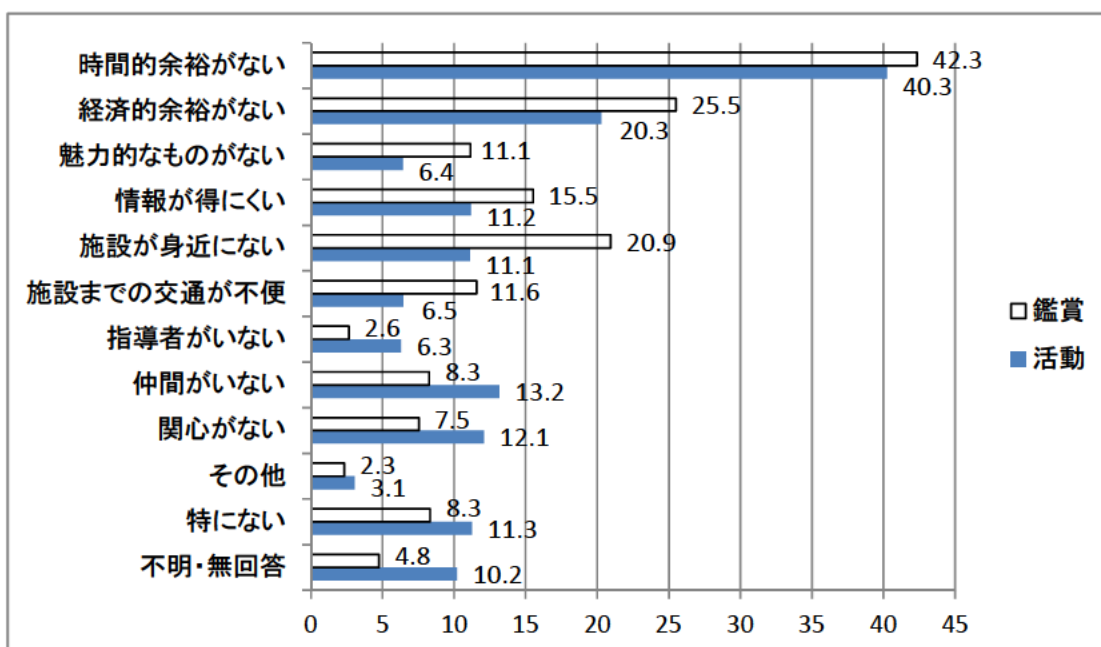
問9 A: 昨年1年間に文化施設で直接鑑賞した文化芸術(○はいくつでも)  
 B: 今後、文化施設で直接鑑賞したい文化芸術(○は3つまで)  
 (A、BともN=2,879人、単位:%)



問9 C: 昨年1年間に行った文化芸術活動(○はいくつでも)  
 D: 今後行いたい文化芸術活動(○は3つまで)  
 (C、DともN=2,879人、単位:%)



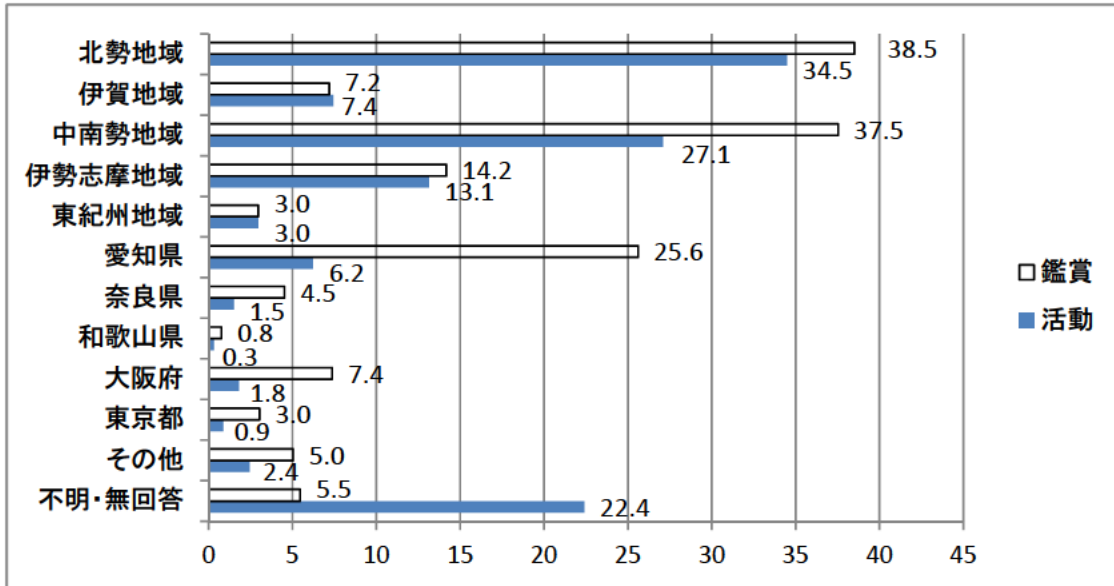
問10 A: 文化芸術の鑑賞にあたり、妨げとなること(○は2つまで)  
 B: 文化芸術の活動にあたり、妨げとなること(○は2つまで)  
 (A、BともN=2,879人、単位:%)





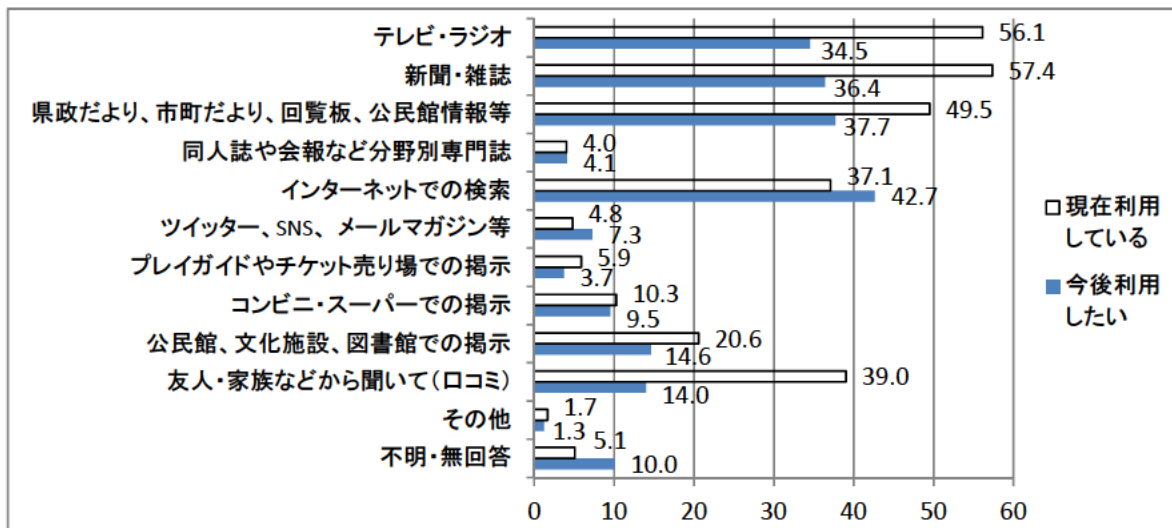
問11 A:主にどの地域で鑑賞するか(○は2つまで)

B:主にどの地域で活動するか(○は2つまで) (A、BともN=2,879人、単位:%)



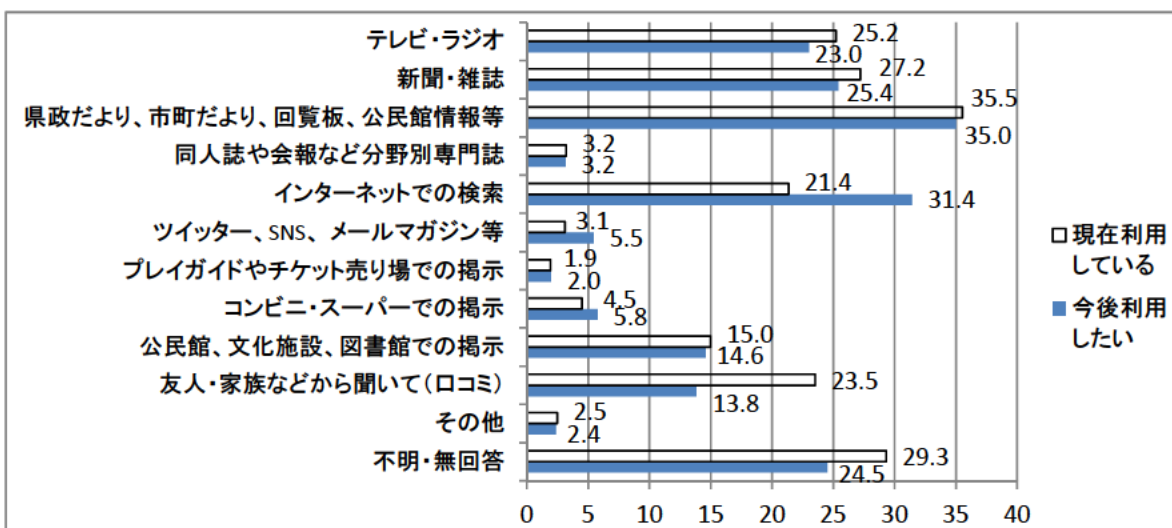
問12 A:鑑賞にあたり現在利用している情報入手手段(○はいくつでも)

B:鑑賞にあたり今後利用したい情報入手手段(○はいくつでも) (A、BともN=2,879人、単位:%)



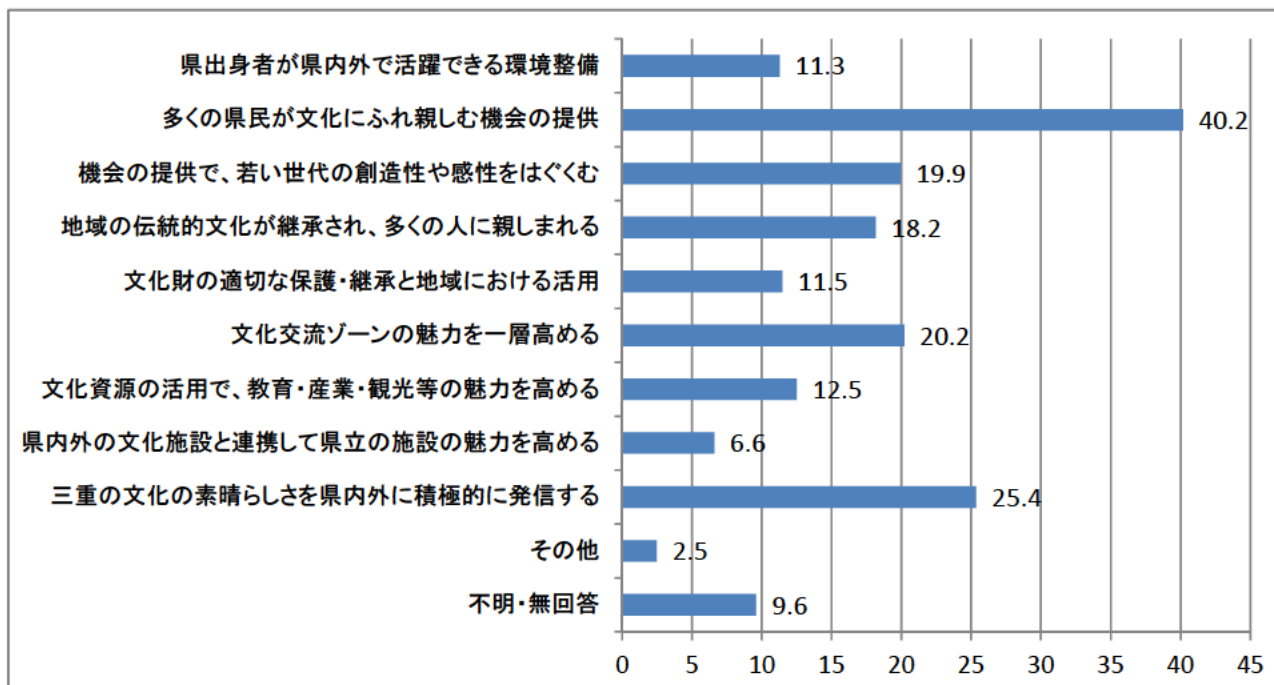
問12 C:活動にあたり現在利用している情報入手手段(○はいくつでも)

D:活動にあたり今後利用したい情報入手手段(○はいくつでも) (C、DともN=2,879人、単位:%)

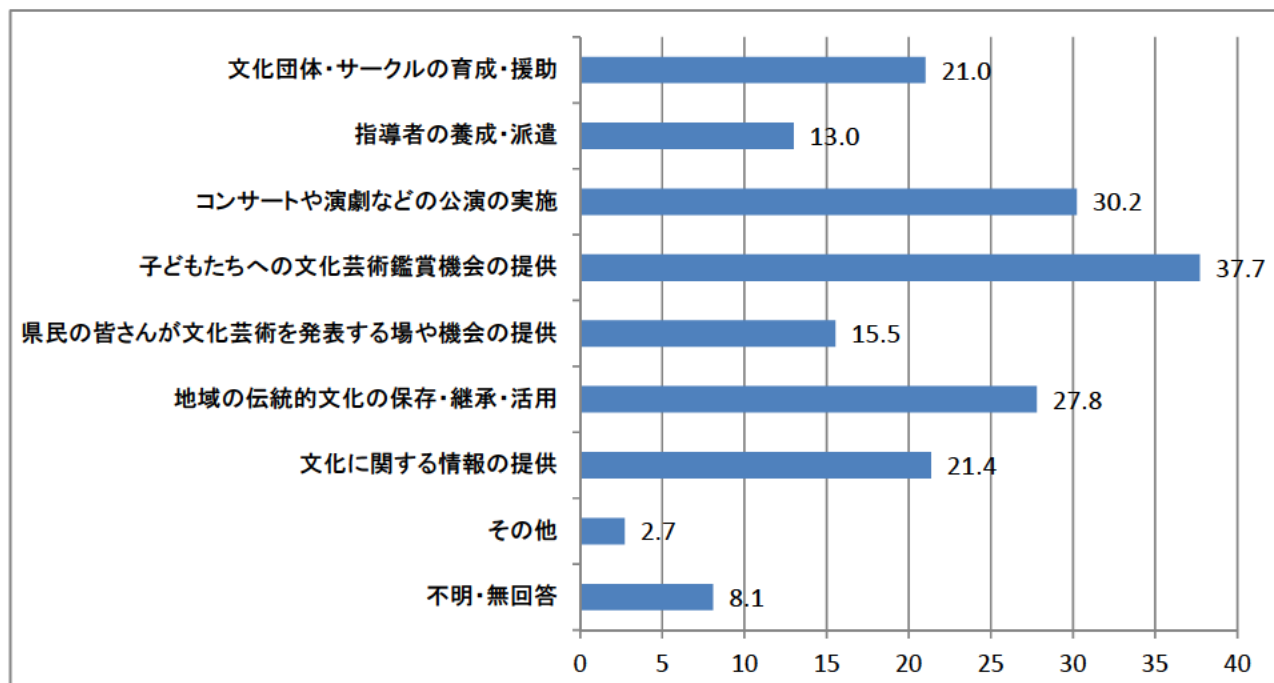


(3) 今後の県の文化行政のあり方に関する設問(問13、14)

問13 今後県が力を入れるべき文化振興施策(○は2つまで)(N=2,879人、単位:%)



問14 県民の皆さんに対して県はどのようなサポートをすべきか(○は2つまで)(N=2,879人、単位:%)



## II 文化振興施策に関する市町調査

### 1 調査の概要

- (1) 調査対象 県内全市町(29市町)
- (2) 調査方法 郵送による発送・回収
- (3) 調査期間 平成25年9月13日(金)～9月27日(金)

### 2 調査の内容

「文化振興施策の対象としている『文化』」、「文化振興に関し特に力を入れている分野」、「文化振興に関する課題」、「県と市町の役割分担をふまえた上で、特に県が取り組むことが望ましいと考える施策」等全8問

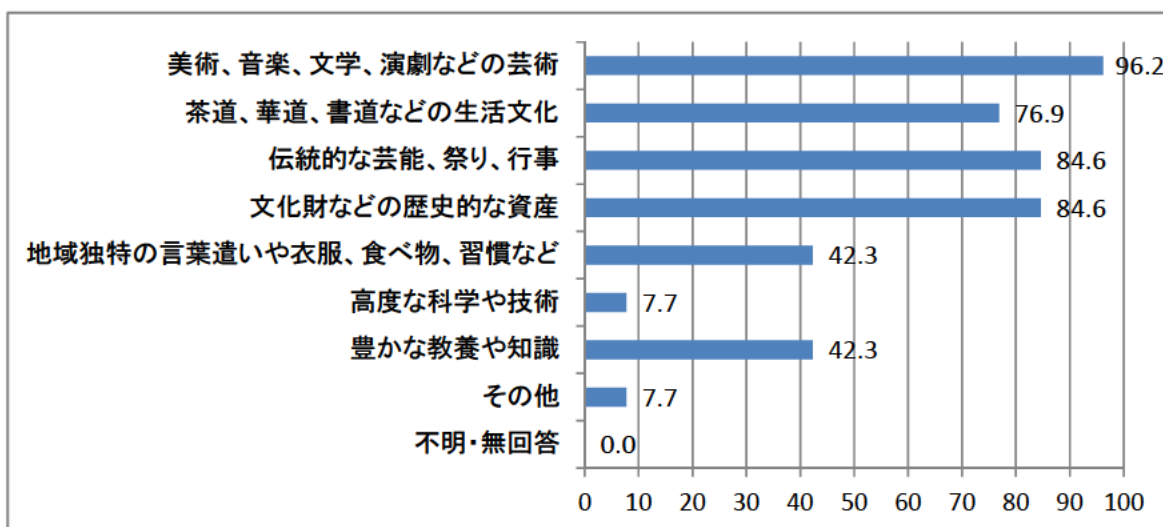
### 3 回収結果

- (1) 対象市町数 29市町
- (2) 回答市町数 26市町

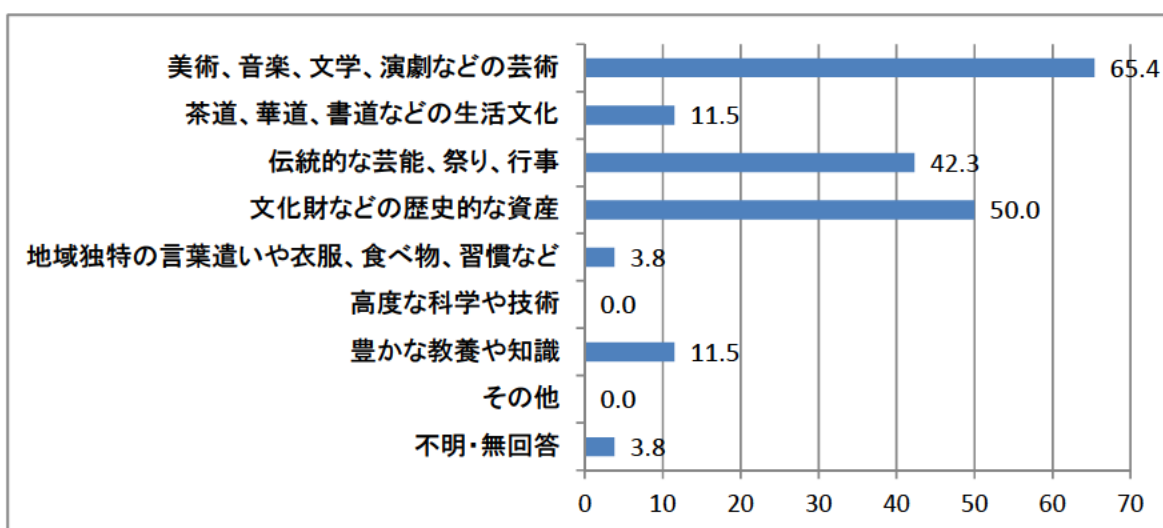
### 4 調査結果の概要

問1 市町名、担当部署、担当者名に問う設問(略)

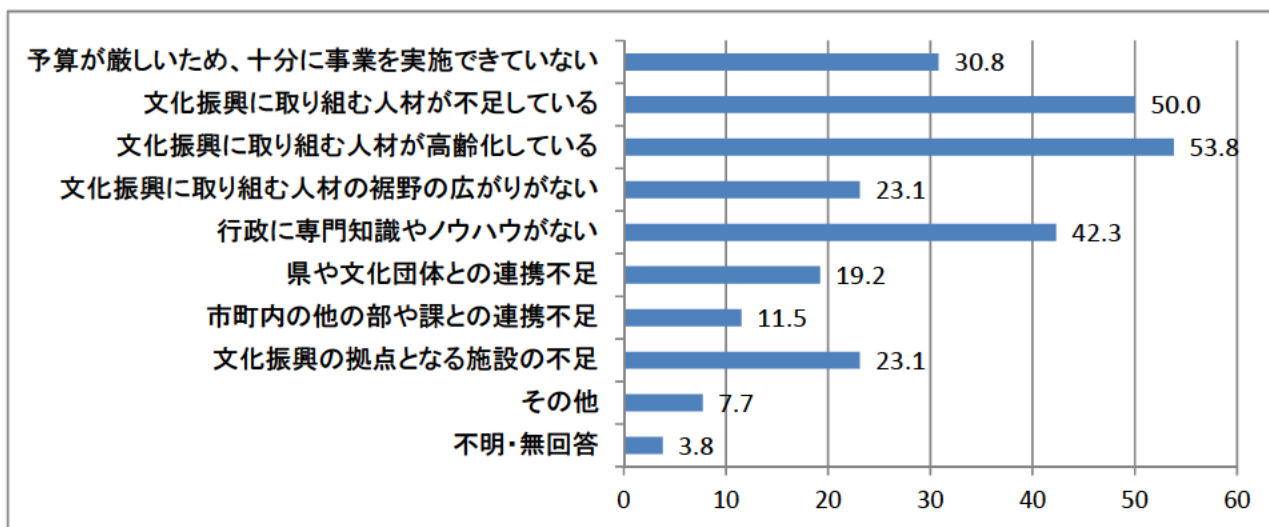
問2 市町において文化振興施策の対象としている「文化」(○はいくつでも)(N=26、単位:%)



問3 市町が文化振興に関して特に力を入れて取り組んでいる分野(○は2つまで)(N=26、単位:%)



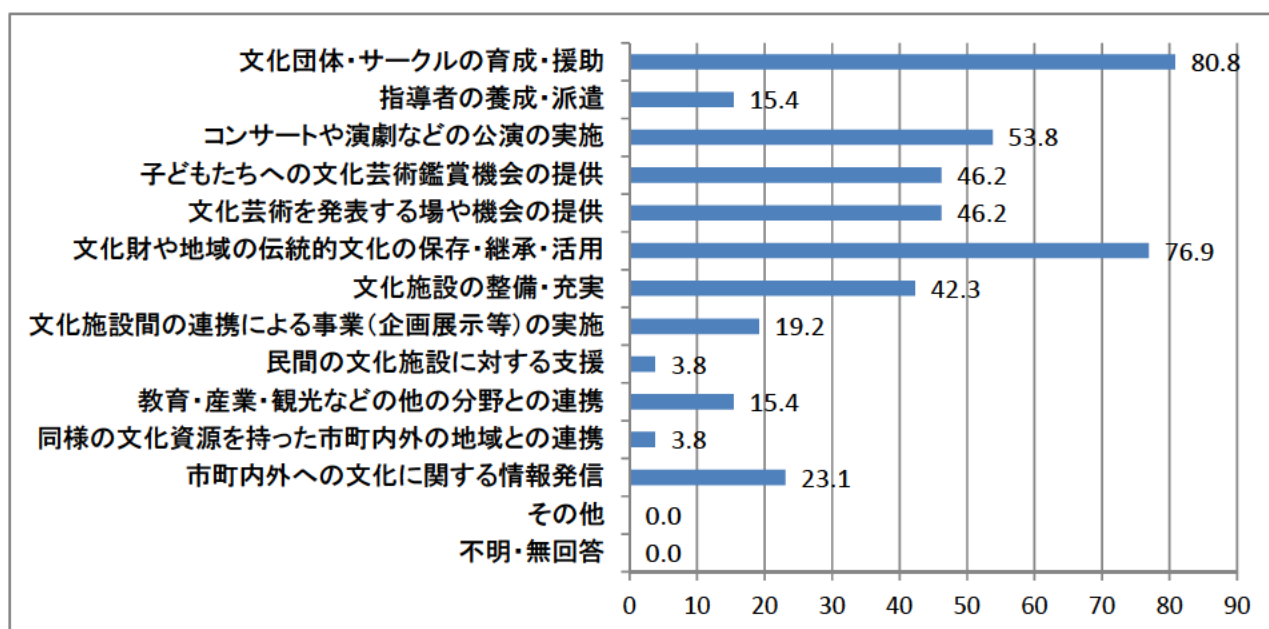
問4-1 文化振興に関する課題(〇はいくつでも)(N=26、単位:%)



問4-2 問4-1で選択した課題の内容(自由記述)(主なものを抜粋)

- ・ 職員の人事異動などで、長く文化振興にかかわる人材がないため、活動を広げたり、深めていく事が困難である。
- ・ 文化振興に関しては、県との連絡・調整会議等がないので、もう少し連携が必要ではないか。
- ・ 自治体の規模が小さく、他業務と兼務するため、時間的余裕がなく、専門知識を習得することや、新しい事業を展開することが難しい。
- ・ 高齢化により、会の活動ができず、文化芸術協会を脱退する会がある。近年、子どもや、親を巻き込む取り組みを協会独自に行っているが、目立った会員の増加はない。
- ・ 保存会等の人材が高齢化し、後継者がいない。
- ・ 文化芸術に関する専門知識を持つ職員がおらず、また、会館としてのノウハウが蓄積されていないため、事業の継続性が無く、事業の幅が狭い。専門職員の派遣が望まれる。

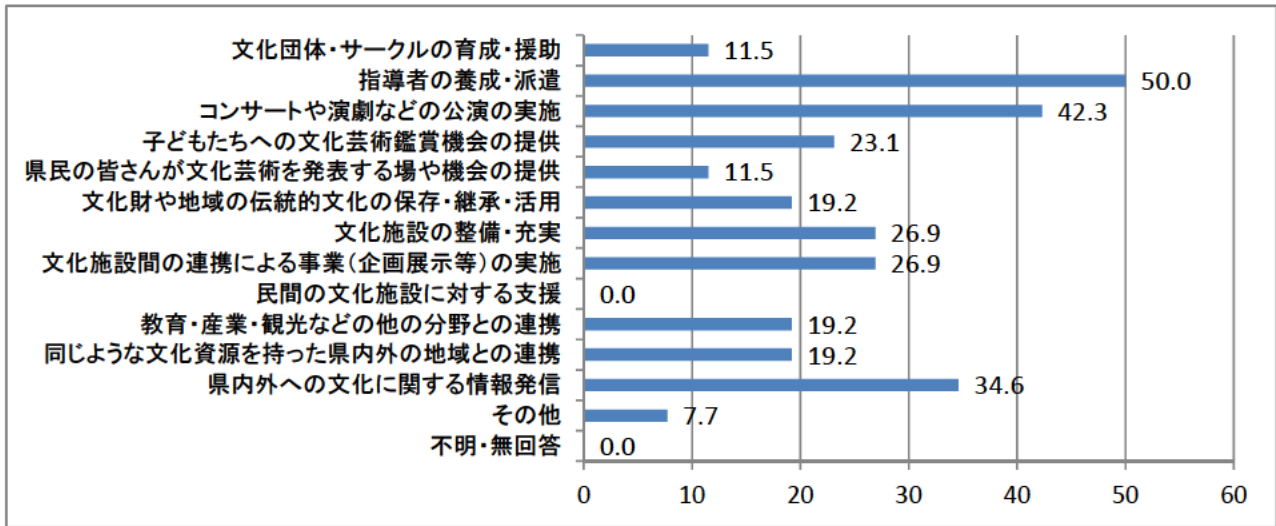
問5-1 市町で取り組んでいる施策(〇はいくつでも)(N=26、単位:%)



問5-2 問5-1で選択した施策に係る特徴的な内容や効果等(自由記述)(主なものを抜粋)

- ・市内各地区で大切に受け継いできた伝統芸能や趣向をこらした芸能を演じ合う「郷土が誇る芸能大会」事業と、「家族」と「絆」をテーマに、家族による音楽演奏を競い合う全国公募の「全国ファミリー音楽コンクール」事業により、「元気な産業と輝く文化のまち」をめざしている。
- ・文化ボランティアで構成するプロジェクト委員会が中心となって、「クラシック」「伝統芸術」「歌舞伎公演」などホールキャパにこだわらないオリジナリティーのある公演を、文化庁や宝くじ、各種財団などの助成金を利活用しながら、当町の負担増になることなく実施している。
- ・文化団体に対し、中央公民館の無料貸し出しを行っている。(月4回、1回2時間まで)
- ・図書館、公民館、資料館の機能を有する複合施設の整備を進めている。各館同士の連携を図り、「町や歴史を学び」、「町民同士の出会いを育み」、「各世代がつながる」施設をめざしている。
- ・文化振興事業団への委託事業として、クラシックや軽音楽など、市内で活躍するアマチュア音楽家・グループが音楽祭を開催。ジャンルの異なる演奏家が一堂に会するユニークな演奏会として好評を得ている。
- ・3年に一度を目途に、まちをあげて、さまざまな文化に関する取り組みを集中して開催する文化年を創設した。第1回目となる平成26年度に向け、現在市内外の方々を交えた会議を重ねている。
- ・豊かな文化資源や文化財を郷土の歴史を学ぶ教材として活用し、地域に点在する文化資源を多角的に情報発信するとともに、それぞれを連携させることで観光資源として生かし、地域の活性化を図っている。(学校における地域学習及び社会教育との連携強化、観光担当部局との連携による文化財情報の全国発信など)

問6-1 県と市町の役割分担をふまえた上で、特に県が取り組むことが望ましいと考える施策(○は3つまで)(N=26、単位:%)

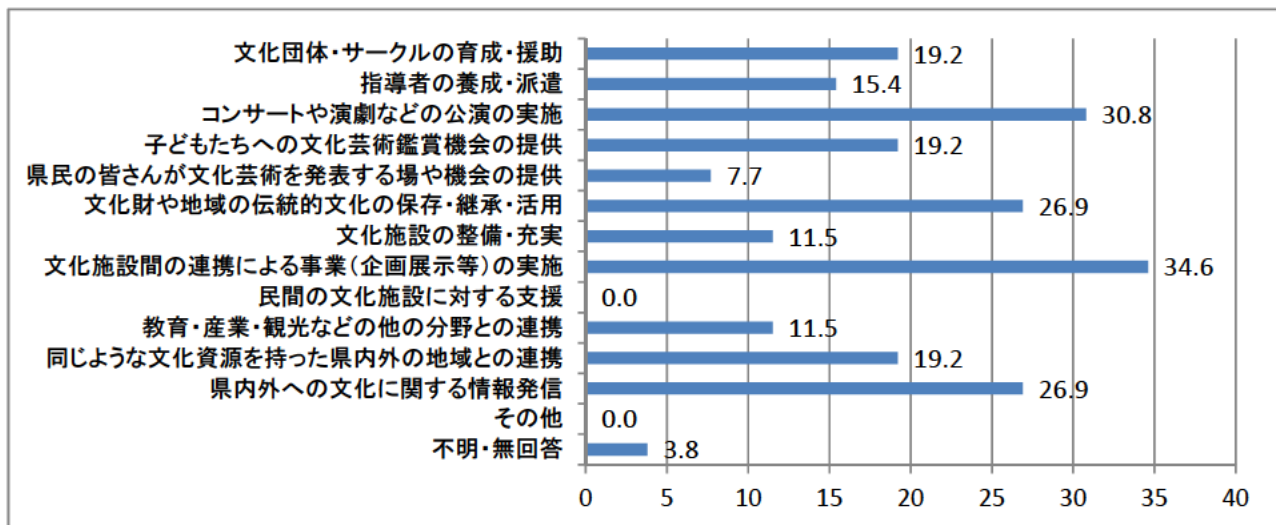


問6-2 問6-1で選択した施策について、県がとりくむことが望ましいと考える具体的な理由(自由記述)(主なものを抜粋)

- ・北勢地域には県立の文化施設が無いいため、南北バランスが悪く感じるので、連携を図った文化事業の実施を望む。
- ・市町が単独で行えないような大規模な公演について、県と市町が連携することで実現の可能性が広がる。
- ・市町と県との情報交換が図れるよう、文化担当者会議を開催してほしい。
- ・人材豊富な県央にて、各種分野の指導者を養成し、データベースから各自治体が要望する指導者を派遣してもらうシステムがあれば、遠くの自治体が時間的、経済的な負担を払わなくても、効率的だと思う。
- ・ホール等の企画や運営、実演芸術の創造などの専門的人材の養成は、広域自治体としての県が取り組む方が効果的だと考える。

- ・市町との役割分担として、県では芸術性の高い公演を実施してほしい。
- ・県内の市町間、県外への情報発信は、県がとりまとめていただくのが効率的だと思う。
- ・博物館や資料館の運営、文化振興事業団と市の連携、先進地の事例など、場合によっては相談や助言を受ける機会を設けていただければ良いと考える。
- ・各自治体が欲する指導者やアドバイザーなどの派遣に取り組んでいただきたい。
- ・他分野・県内外の地域との連携、県内外への情報発信は基礎自治体より県のほうが取り組みやすい。
- ・市内の方への文化芸術の発表の場や機会の提供は出来ているが、県内となると広報活動等が広範にわたり、また、運営やとりまとめも難しいため、県主導でしていただきたい。
- ・来年開館する県立博物館のセンター博物館としての機能を有効に活用し、市町の博物館及び民間博物館との連携を図り、企画展パッケージの作成や合同展覧会を開催することは、広域を管轄する県の取組みとして重要であると考え。
- ・市町単独では情報発信もなかなか難しい。東京・大阪など県外に出先機関を有する県と協働することで、より効果的な情報発信が可能となる。特に東京では「三重テラス」を情報発信の基地として有効活用することができる。

問7-1 県(県立施設等を含む)と連携協働して進めたほうがよいと考える施策  
(○は3つまで)(N=26、単位:%)



問7-2 問7-1で選択した施策について、県と連携協働を進めたほうがよいと考える理由や具体的な連携の方法等(自由記述)(主なものを抜粋)

- ・たとえば県がコーディネーターとなって県内複数の自治体から希望公演を募り、何回かの担当レベルでの打合せを行い互いのノウハウや情報交換を重ね、徐々に具体化していき、日程開催地等を決定していく方法。「地域創造」が実施している連携プログラム事業の三重県版のようなもの。できれば県からの助成金等もあれば希望団体は増加するのでは。又、そうする事で県全域の文化の底上げにもつながる。
- ・新県立博物館での展示等に市町の文化財等を活用してほしい。
- ・県内あるいは県外ホールとの連携により企画展示、公演等の事業を行えるよう仲介してほしい。
- ・文化芸術鑑賞の機会を増やす努力をしているが、市単独で開催するには支出負担が大きいため実現できないようなものを、県と複数の市町が共同で開催できればと思う。
- ・市町を超えて、新しい成功事例や、企画途中のものなど、各地の特徴や情報の集積と整理など、効果的にバランス良く、総体的に発信ができるのは県でしか出来ないと考える。メディアやインターネットなどへの働きかけなど、海外への発信も含め、市町のレベルでは出来ない分野で、県でこそ対応できる分野があると考え。
- ・各団体の育成・援助や、情報発信は、大きな影響力のある県と、細やかな内情を把握している自治体がそれぞれの方法で取り組む方が効率的だと感じる。

- ・町単独ではできないようなスケールの企画と多くの団体が気軽に参加できるイベントの開催を期待する。
- ・県内の連携を図っていくために、市単独で取り組むには、時間及び費用的に難しいため、県に県内の会館を集めて研修会を設けていただき、参加することで連携していきたい。
- ・県内外への情報発信は、県の広報を活用させていただくことや県の文化会館へ県内の各会館の情報を掲載していただいて、県と連携し情報発信していきたい。

問8 その他、県の文化振興施策に関する意見・提案(自由記述)(主なものを抜粋)

- ・市町が開催する文化事業について県域でのより充実したPRを望む。
- ・5年程前より県総合文化センターからのお声かけが発端となり、センターとの共催事業としてクラシック公演やアウトリーチを含めたピアノ、声楽、ジャズなどのワンコイン公演を実施している。本物・上質の芸術の説得力は大きく、公演実施にかかるノウハウを県文スタッフの皆様から学び、又補助金等も頂きながら徐々にお客様も定着しつつある。このようなシステムを今後も継続して実施していけたらと願っている。
- ・県・市町の職員が互いの組織、業務をより深く知るため、積極的な人事交流を実施すること。